

新潟市固定資産税等過誤納金補填金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税（償却資産に係るものを除く）及び都市計画税に係る過誤納金のうち地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付不能となった税相当額（以下「還付不能額」という。）につき、固定資産税等過誤納金補填金（以下「補填金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(補填金支払対象者)

第2条 市長は、還付不能額が生じたときは、納税者に補填金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、相続人に補填金を支払う。

3 市長は、過誤納金が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等補填金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは補填金を支払わないものとする。

(補填金の額等)

第3条 補填金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 遅延損害金相当額

2 前項第1号の還付不能額は、固定資産課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、還付不能額の算定は、固定資産課税台帳等の保存年限（20年）の範囲内とする。

3 第1項第2号の遅延損害金相当額は、還付不能額の各納期限の翌日から補填金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

還付不能額の各納期限内における納付日	割合
令和2年3月31日以前	5パーセント
令和2年4月1日以降	3パーセント

4 前項の規定にかかわらず、市税条例第63条の2第1項の規定により固定資産税の納期を同項に規定する納期とした場合の遅延損害金相当額は、同条例第63条1項に規定する納期とみなし各納期限から計算した額とする。

(補填金の通知)

第4条 市長は、補填金を支払うときは、その支払を受けるものにその額等を通知するものとする。

(補填金の支払)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに補填金をその支払を受ける者に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成3年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に固定資産税及び都市計画税の減額の賦課決定が行われた固定資産に係る還付不能額について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間において、改正後の第3条第2項に規定する範囲（以下「還付不能額の算定期間」という。）内に、固定資産課税台帳等が同項の保存年限を満たしていないことにより、固定資産課税台帳等によって還付不能額を算定することができない期間がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により還付不能額を算定する。

(1) 納税者が所持する領収書等により還付不能額を確認することができる場合 当該領収書等により算定

(2) 前号に掲げる方法によることができない場合 固定資産税及び都市計画税の減額の賦課決定（還付不能額に係るものに限る。）が行われた時に固定資産税及び都市計画税の滞納がないときに限り、還付不能額の算定期間内における固定資産税及び都市計画税が各年度の各納期限に納付されているものとみなして、還付不能額を算定

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に固定資産税及び都市計画税の減額の賦課決定が行われた固定資産に係る還付不能額について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。